

プロポーザル評価基準

1 業務名

特定健診受診率向上事業における成果連動型民間委託契約方式（PFS）の導入可能性調査業務委託

2 評価基準について

提案書、プレゼンテーション及びヒアリングの内容について、表1の評価項目及び評価の視点により評価し、最も評価点が高い者を契約予定者とする。

評価点が高点の場合、評価項目のうち、「提案内容の妥当性及び実現性」の評価点が高い者を契約予定者とする。

再評価の結果、評価の最も高い者が2人以上ある場合、その中で見積額の最も低い者を契約予定者として特定することとし、また、見積額の最も低い者が2人以上ある場合、当該者のくじ引きにより契約予定者を特定する。

なお、提案書を提出した応募者が1者の場合でも、プレゼンテーション及びヒアリングによる審査を行い、その者を契約予定者として特定する。ただし、いずれの場合も評価点の合計が満点の60%に満たない者及びE評価が1つでもある者は、契約予定者として特定しない。

表1 評価項目及び評価点

評価項目 (配点)	評価の視点		配点 A	評価 B	評点 A × B
業務の 実施体制 (10/100 点)	業 務 執 行 体 制 の 妥 当 性	・業務を適切か確実に実施できる <u>組織体制、 人員配置</u> となっているか。 ・同種、類似業務の <u>実績</u> を有しているか。	10		
提案内容の 妥当性及び 実現性 (90/100 点)	PFS の導入 の検討	・本県における特定健診の <u>課題整理、解決に 向けた道筋の検討</u> が適切に行えるか	10		
	案件形成	・受診率向上に向け、効果的な企画の検討の ために <u>事業者等へのヒアリング・サウンディ ング</u> が適切に行えるか ・PFS の導入のため、適切な <u>評価方法、成果 指標、支払条件、実施体制等の設定</u> が可能か	40		
	民間事業者 の選定・契 約	・PFS の導入のために必要な契約条件につ いて、 <u>事業者等へのヒアリング・サウンディ ング</u> が適切に行えるか ・成果水準書や選定基準等の、 <u>契約に必要な 資料の作成</u> が可能か。	20		
	その他	・ <u>事業実施後の展開</u> を見込んだ提案となっ ているか。 ・ <u>ソーシャル・インパクト・ボンドの実施可 能性</u> について言及しているか。	10		
	ス ケ ジ ュ ー ル	・委託期間以内に実施できる <u>スケジュール</u> が 設定されているか。	10		
見積評価	見積金額の価格評価		—	—	—
評価点の合計 (100 点満点)					

※評価に先立ち、事務局において提案書の内容を確認し、いずれかの「評価の視点」で、評点がE（0点）となる可能性が疑われる場合は、その旨を明らかにした上で評価を行う。

評価項目の評価と評価点の算出方法

評価	評価点
A（特に優れている）	配点×1.0
B（優れている）	配点×0.8
C（普通）	配点×0.6
D（やや劣る）	配点×0.4
E（劣る）	配点×0

委託仕様書における評価対象

評価	○評価対象（必須）・△評価対象外
社会課題解決のための PFS 導入の検討	○ア 社会課題の明確化（静岡県における特定健診に関する現状と課題の分析） ○イ 社会課題の解決に向けた道筋（セオリー）の検討
案件形成	○ア 成果指標の選定 ○イ 成果指標の上限値及び下限値の提案 ○ウ 契約期間（評価時期を含む）の提案 ○エ 支払上限額の提案 ○オ 支払条件の提案 ○カ 成果評価の方法の検討 ○キ 実施体制に関する検討 △ク 留意事項
民間事業者の選定・契約	○ア 民間事業者の選定方法の検討 ○イ 成果水準書（案）等の作成 ○ウ 選定基準（案）等の作成 ○エ PFS 契約書（案）の作成、契約締結方法の検討
その他	○ア 事業により得られる知見のPFS事業実施後の展開への活用の検討 ○イ 事業資金（Social Impact Bondなど）確保の検討 △ウ 関係者（県、市町、民間事業者等）間の調整及び適切な事業実施体制の整理 △エ その他、PFS に関する必要な事項